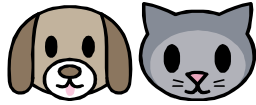


衛生だより



平成30年度第16号(9月)発行
千葉県北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel: 0478-54-1291 Fax: 54-5996
夜間・休日緊急(転送されます)
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

獣医師免許をお持ちのみなさまへ

平成30年12月31日現在の状況を、
お住まいの都道府県に届け出てください。

- ◎ 獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。
- ◎ 届出様式に必要な事項を記入の上、
平成31年1月1日から1月31日までに
お住まいの都道府県に提出してください。

※届出様式や記載方法は以下に掲載
農林水産省HP

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

千葉県HP「獣医師法第22条の届出」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/700/zyuishi22zyou.html>

ホーム>しごと・産業・観光>
農林水産業>農業・畜産業>
畜産>獣医師法第22条の届出

- ◆ 期日までに届出をしなかった場合、免許の取消し又は業務停止を命じられることがあります。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、移動状況を的確に把握するために利用されています。

千葉県にお住まいの方の提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県 農林水産部畜産課 家畜衛生対策室 獣医事担当あて

※A4サイズ(両面印刷)、2部を、上記まで郵送又は持参

※各所属で取りまとめて提出していただけますようお願いいたします。

問合せ先 TEL:043-223-2938

結婚等により、本籍地の都道府県名、氏名や性別が変更された場合は、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が別途必要です。詳細は、農林水産省HP(下記URL)に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>

獣医師法第8条第2項の規定に基づく 「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は、平成30年8月7日付けで、獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

◆岐阜県在住39歳：業務停止9か月

事件概要：温泉施設の男性脱衣所において、4歳の女児の裸を動画で撮影し記録することによって児童ポルノを製造したものである。

司法処分：罰金50万円(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反)

◆栃木県在住59歳：業務停止4か月

事件概要：法定の除外事由がないのに自宅に散弾銃2丁及び空気銃1丁、刀剣類であるやり1本及び脇差等4振並びに火薬類である散弾銃用雷管35個を所持したものである。

司法処分：罰金30万円(鉄砲刀剣類所持等取締法違反及び火薬類取締法違反)

獣医師の皆様には、獣医師法をはじめとする関係法令を遵守いただくとともに、獣医師の社会的信用を失うことのないようお願い致します。

変更の届出について

下記事項に変更があった場合、10日以内に家畜保健衛生所に
変更届を提出してください。

- ・ 開設者名、開設者住所
- ・ 管理者、管理者の住所
- ・ 診療業務を行う獣医師
- ・ エックス線装置等変更届出書
- ・ 診療施設の構造設備
- ・ 診療施設名
- ・ 診療業務の種類
- ・ 定款（法人の場合）

様式は千葉県ホームページからダウンロードできます。
詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/kaisetsu.html>